

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成26年9月8日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂蟬ヶ垣内町，上賀茂向繩手町，上賀茂岡本口町，上賀茂畔勝町，上賀茂池端町，上賀茂西上之段町，上賀茂六段田町，上賀茂女夫岩町，上賀茂西河原町，上賀茂石計町，上賀茂赤尾町，上賀茂中ノ河原町，上賀茂神山，西賀茂北鎮守菴町，西賀茂川上町，西賀茂蟹ヶ坂町，西賀茂上庄田町，西賀茂井ノ口町，西賀茂山ノ森町，西賀茂水垣町，西賀茂南大栗町及び衣笠氷室町の各一部

左京区上高野上畑町，上高野仲町，上高野畑町，一乗寺樋ノ口町，一乗寺塚本町，松ヶ崎泉川町，静市市原町，静市野中町，岩倉忠在地町，岩倉中河原町，岩倉南河原町，岩倉南木野町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町，岩倉村松町，岩倉中町及び岩倉南四ノ坪町の各一部

山科区西野小柳町，西野岸ノ下町，西野野色町，東野竹田，大塚元屋敷町，小山中島町，小山鎮守町，音羽山等地，音羽八ノ坪，大宅早稲ノ内町，上花山講田町，勸修寺御所内町，勸修寺西金ヶ崎，勸修寺閑林寺，西野山中臣町，西野山欠ノ上町及び西野山南畑町の各一部

南区吉祥院這登中町，吉祥院蒔絵町，吉祥院石原南町，上鳥羽堀子町，上鳥羽卯ノ花，上鳥羽中河原，上鳥羽八王神町，上鳥羽金仏，上鳥羽塔ノ森東向町，久世上久世町，久世中久世町一丁目，久世中久世町三丁目，久世大藪町及び久世築山町の各一部

右京区太秦一ノ井町，太秦野元町，太秦袴田町，太秦乾町，太秦安井柳通町，嵯峨野西ノ藤町，西院安塚町，西院東貝川町，西院西溝崎町，西院六反田町，西京極橋詰町，梅津北川町，嵯峨釈迦堂門前瀬戸川町，嵯峨大覚寺門前六道町，嵯峨觀空寺久保殿町，嵯峨觀空寺明水町，嵯峨天龍寺若宮町，宇多野福王子町及び鳴滝西嵯峨園町の各一部

西京区上桂北村町，桂久方町，桂北滝川町，下津林南大般若町，牛ヶ瀬奥ノ防町，牛ヶ瀬西柿町，檜原久保町，檜原杉原町，松室北河原町，松室吾田神町，山田猫塚町及び山田北山田町の各一部

伏見区桃山町島津，桃山町下野，桃山町大島，醍醐新町裏町，醍醐上端山町，小栗栖小坂町，小栗栖岩ヶ淵町，深草大亀谷大谷町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷東久宝寺町，竹田向代町，竹田青池町，竹田西内畑町，竹田北三ツ杭町，中島樋ノ上町，中島外山町，下鳥羽葭田町，下鳥羽南柳長町，下鳥羽中円面田町，下鳥羽澱女町，横大路天王前，横大路鎌ノ本，横大路下三栖辻堂町，横大路下三栖宮ノ後，横大路下三栖里ノ内，久我御旅町，久我森の宮町，久我西出町，羽束師菱川町，羽束師古川町及び羽束師鴨川町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成26年9月8日から平成26年9月24日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし，正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（075-222-3472）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

（都市計画局都市企画部都市計画課）